

法の適用条件が増えます

- 其の一：3,000m2 を超える土地の改変時
其の二：自主調査で確認された土壌汚染を行政に届け出た場合

日本全土が法の対象？ 法って何を規制してるの？
その答えは パネル③ をご覧ください。

健康被害のおそれに応じて、知事が措置内容を指示します

- 其の一：健康被害のおそれあり・・・要措置区域
其の二：健康被害のおそれなし・・・形質変更時要届出区域

掘削除去以外の低コストな対策が標準になってくる？
その答えは パネル④⑤ をご覧ください。

汚染土壌の適正な場外搬出について、ルールが厳格化されました

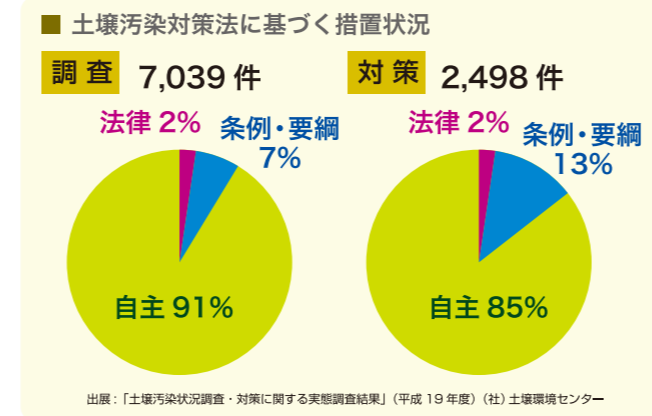
- 其の一：運搬時のルール（混合禁止、飛散防止対策、土壌管理票）
其の二：汚染土壌の浄化処理業の許可制度
其の三：健全土の確認（25物質の分析）

今までのやり方じゃ、コンプライアンス違反？
その答えは パネル⑥ をご覧ください。

背景（現状と問題点）

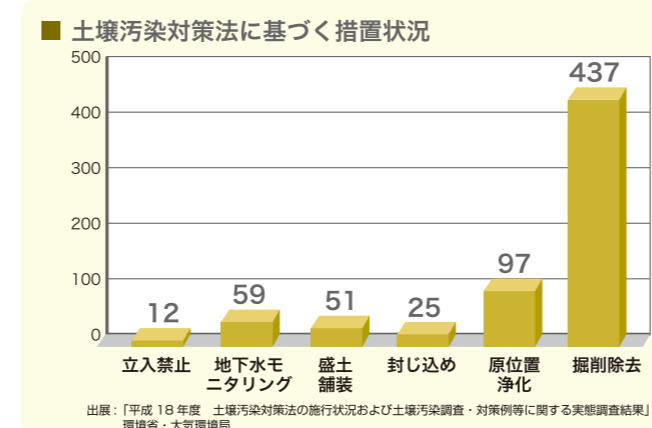
(1) 法に基づかない土壌汚染の発見の増加

其の一：自主調査で土壌汚染が判明する率が高い。
其の二：行政による土壌汚染の情報把握が不十分で、適正管理に不安がある。



(2) 掘削除去措置の偏重

其の一：土地所有者等の過剰負担が発生。
其の二：CO2の排出が多い。



改正の概要

Table with 2 columns: ポイント (Point) and 改正内容 (Revision Content). It lists three main points: 1. Expansion of administrative grasp and information management, 2. Promotion of countermeasures other than excavation, 3. Ensuring appropriate treatment.

規制の対象

- 旧法: ①水質汚濁防止法の特設施設廃止時 ②人の健康被害のおそれがある場合
改正法: ①水質汚濁防止法の特設施設廃止時 ②人の健康被害のおそれがある場合 ③3,000m2を超える土地改変時 ④自主調査で確認された汚染を行政に届け出た場合

区域の指定

- 旧法: 基準を超過した範囲が指定区域となり、台帳に載せられる
改正法: 基準を超過した場合、健康被害のおそれを知事が判断し、区域を分類し、指定する

措置の内容

- 旧法: 事業者が原則となる措置を参考に措置内容を決定
改正法: 事業者が措置内容を決定することはできるものの、原則となる措置を知事が指示する

運搬の方法

- 旧法: 特になし
改正法: 運搬中の汚染土壌が飛散や他の土壌と混合することがないように対策が必要となる

浄化の方法

- 旧法: 浄化施設の認定
改正法: 汚染土壌処理業としての許可制度

改正後の土壌汚染対策法のフロー

